

島原地域広域市町村圏組合公印規則

昭和46年9月20日規則第2号

改正	昭和50年11月4日規則第8号	昭和54年6月23日規則第2号
	平成11年10月18日規則第4号	平成16年9月9日規則第3号
	平成18年3月27日規則第6号	平成19年3月28日規則第2号
	平成21年5月19日規則第3号	平成24年2月22日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな形、寸法、書体、使用区分、管守者及び個数は、[別表](#)のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印の保管は、管守者が責任をもつて行なわなければならない。

(公印の登録)

第4条 公印を登録し、これを整理するため総務課に公印台帳 ([第1号様式](#)) を備えるものとする。

(公印の調製等)

第5条 公印の調製又は廃きは、総務課長が管理者の決裁を受けなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用しようとするときは、決裁済の原議を管守者に提示し、承認を受けなければならない。

(事前の押印)

第7条 定例的かつ定形的な文書で、その交付の日時、場所その他の理由により文書の施行前にあらかじめ公印を押印しておく必要があるものについては、前条の規定にかかわらず、当該公印の管守者の承認を得て、公印を事前に押印することができる。

2 前項の規定により事前に押印した文書は、当該事務を所管する課（以下「所管課」という。）において厳重に保管し、その使用状況を常に明らかにしておかななければならない。

3 所管課の長は、事前に押印した文書が不用になったときは、焼却、裁断等の適当な方法により、速やかに廃棄しなければならない。

(印影の印刷)

第8条 多数印刷する文書に公印を押印する場合において、総務課長が適当であると認めるときは、公印の押印に代えて、当該文書に公印の印影を印刷したもの（縮小したものを含む。以下「印刷公印」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により印刷公印を使用しようとする所管課の長は、証明又は通知の事務の種類別ごとに、あらかじめ総務課長の決裁を受けなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、印刷公印による文書について準用する。

(電子計算機による公印)

第9条 電子計算機を利用して公印の押印を必要とする文書を作成する場合において、総務課長が特に必要があると認めるときは、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影を出力したもの(縮小したものを含む。以下「電子公印」という。)を使用することができる。

2 前項の規定により電子公印を使用しようとする所管課の長は、証明又は通知の事務の種類別ごとに、総務課長の決裁を受けなければならない。

3 所管課の長は、電子公印を使用して証明書等を作成する場合は、その不正な使用及び偽造を防止するための措置を講じなければならない。

4 所管課の長は、電子公印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去し、総務課長に報告しなければならない。

(公印の持出禁止)

第10条 公印は、管守者の指定する場所以外に持出して使用することはできない。ただし、特別の理由により管理者の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年11月4日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年6月23日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年10月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月9日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、(中略)第5条の規定による改正前の島原地域広

域市町村圏組合公印規則の規定（中略）は、なお効力を有する。

附 則（平成21年5月19日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表

公印の名称	様式 (別掲)	寸法 (ミリ)	書体	使用区分	管守者	個数
島原地域広域市町村圏組合	(1)	方27	れい書	組合名をもってする文書	総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 議会之印	(2)	方27	れい書	議会名をもってする文書	総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 議会議長	(3)	方27	れい書	議長名をもってする文書	総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 管理者印	(4)	方27	れい書	管理者名をもってする文書	総務課長	2
島原地域広域市町村圏組合 管理者印	(4)	方24	れい書	管理者名をもってする文書	消防本部総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 事務局印	(5)	方27	れい書	事務局名をもってする文書	総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 事務局長	(6)	方27	れい書	事務局長名をもってする文書	総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 消防長印	(7)	方24	れい書	消防長名をもってする文書	消防本部 総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 総務課長	(8)	方27	れい書	総務課長名をもってする文書	総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 島原消防署長之印	(9)	方24	れい書	島原消防署長名をもってする文書	島原消防署長	1
島原地域広域市町村圏組合 南島原消防署長印	(10)	方24	れい書	南島原消防署長名をもってする文書	南島原消防署長	1
島原地域広域市町村圏組合 会計管理者印	(11)	方27	れい書	会計管理者名をもってする文書	会計管理者	1
島原地域広域市町村圏組合 調査会長	(12)	方24	れい書	調査会長名をもってする文書	総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 管理者職務代理者印	(13)	方27	れい書	管理者職務代理者名をもってする文書	総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 電算課長	(14)	方23	れい書	電算課長名をもってする文書	電算課長	1
島原地域広域市町村圏組合 会計管理者職務代理者印	(15)	方30	れい書	会計管理者職務代理者名をもってする文書	会計課長	1
島原地域広域市町村圏組合 議会副議長	(16)	方27	れい書	副議長名をもってする文書	総務課長	1
島原地域広域市町村圏組合 介護保険課長	(17)	方23	れい書	介護保険課長名をもってする文書	介護保険課長	1
島原地域広域市町村圏組合 介護認定審査会長之印	(18)	方23	れい書	認定審査会長名をもってする文書	介護保険課長	1
島原地域広域市町村圏組合 議会議会運営委員会委員長印	(19)	方27	れい書	議会運営委員会委員長名をもってする文書	総務課長	1

別掲

(1)

島 原 地 域
広 域 市 町
村 圏 組 合
村 圏 組 合
議 議 長 印

(2)

島 原 地 域
広 域 市 町
村 圏 組 合
議 議 長 印

(3)

島 原 地 域
広 域 市 町
村 圏 組 合
議 議 長 印

(4)

島 原 地 域
広 域 市 町
村 圏 組 合
議 議 長 印

(5)

島 原 地 域
広 域 市 町
村 圏 組 合
事 務 局 印

(6)

島 原 地 域
広 域 市 町
村 圏 組 合
事 務 局 印

(7)

島 原 地 域
広 域 市 町
村 圏 組 合
消 防 長 印

(8)

島 原 地 域
広 域 市 町
村 圏 組 合
総 務 課 印

(9)

島 原 地 域 広
域 市 町 村 圏
組 合 島 原 之
防 署 長 印

(10)

島 原 地 域 広
域 市 町 村 圏
組 合 南 島 原
消 防 署 長 印

(11)

島 原 地 域 広
域 市 町 村 圏
組 合 会 計 管
理 者 印

(12)

島 原 地 域 広
域 市 町 村 圏
組 合 調 査 会
議 長 印

(13)

島 原 地 域 広
域 市 町 村 圏
組 合 管 理 者 職
務 代 理 者 印

(14)

島 原 地 域 広
域 市 町 村 圏
組 合 電 算 課 長

(15)

島 原 地 域 広 域
市 町 村 圏 組 合
会 計 管 理 者 職
務 代 理 者 印

(16)

島 原 地 域 広
域 市 町 村 圏
組 合 議 會 副 議
長 印

(17)

島 原 地 域 広
域 市 町 村 圏
組 合 介 護 保 險 課 長

(18)

島 原 地 域 広 域
市 町 村 圏 組 合
介 護 認 定 審 査
會 長 之 印

(19)

島 原 地 域 広 域
市 町 村 圏 組 合
議 會 議 會 運 營 委
員 會 委 員 長 印

第1号様式

公 印 名	印 影	書 体	寸 法	個 数	管 守 者	摘 要